

## 社会福祉法人西脇市社会福祉協議会非常勤役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西脇市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、委員等で非常勤の者（以下「非常勤役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償等)

第2条 非常勤役員等の費用弁償は、別表のとおりとする。ただし、会長は、勤務実態に即し、月額で支給するものとする。

2 常勤の公務員が本会の職務に従事した場合には、これを支給しないものとする。

3 非常勤役員等が、本会の職務として旅行したときは、第1項に定めるもののほか、西脇市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程に準じ、費用弁償として旅費を支給する。

(支給の方法)

第3条 前条に定める費用弁償は、勤務の都度支給する。

(改定)

第4条 非常勤役員等の旅費以外の額について、改定するときは、本会総務部会において審議するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、非常勤役員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		費 用 弁 償 等		
		費用弁償	旅 費	
			日当	宿泊料
社会福祉協議会	副会長	日額 3,000 円	1,000 円	13,000 円
	理事	日額 3,000 円		
	監事	日額 3,000 円		
	第三者委員	日額 3,000 円		
	選任・解任 委員	日額 2,000 円		
総務、地域福祉及びボランティアセンター部会	部会員	日額 2,000 円		
生活福祉資金調査委員会	調査委員	日額 2,000 円		
心配ごと相談所	相談員	日額 2,000 円		
善意銀行運営委員会	運営委員	日額 3,000 円		
共同募金推進委員会	推進委員	日額 3,000 円		